

# ***PRESS RELEASE***

平成 24 年 3 月 27 日

## **社債的受益権を活用したイスラム債の取扱開始**

株式会社証券保管振替機構（本社：東京都中央区、代表取締役社長：加藤治彦）は、本年4月1日より、一般債振替制度において特定目的信託の社債的受益権を活用したイスラム債（日本版スクーク）の取扱いを開始<sup>i</sup>いたします。

平成23年度税制改正大綱にイスラム金融に関する税制措置が織り込まれ、所要の法改正を経て、我が国においてイスラム債発行のための法的枠組みが整備されました。その後、関係者との間で、実務面及び制度面双方から検討を重ねていくなど、必要な環境整備を進めていき、昨年末、当機構は決済ルール等を取り纏めた「取扱要綱」を公表<sup>ii</sup>いたしました。

当機構では、引き続き、我が国におけるイスラム債市場の拡大等へ向け、関係各位の皆様方と協力のうえ、インフラ面での整備等に取り組んでまいります。

[本件に関する問合せ先]

株式会社証券保管振替機構  
社債投信業務部

Tel : 03-3661-7193（一般債担当）

E-mail : sb@jasdec.com

<sup>i</sup> 一般債の取扱対象に「特定目的信託の社債的受益権」を追加する等の所要の規定改正（社債等に関する業務規程）について、関係当局の認可を取得済み。

<sup>ii</sup> 平成 23 年 12 月 27 日「特定目的信託の社債的受益権に関する一般債振替制度における取扱要綱」（[http://www.jasdec.com/download/sb/jsukuk\\_2011122701.pdf](http://www.jasdec.com/download/sb/jsukuk_2011122701.pdf)）を公表。